

省 令

○法務省令第三十五号

更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第八十七条第一項(完春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十日

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

法務大臣 岩城 光英

更生保護委託費支弁基準(平成二十年法務省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

Table with 5 columns and 5 rows detailing fee standards for更生保護委託費. Columns include '更生保護委託費支弁基準' and '改正後の更生保護委託費支弁基準'. Rows list various municipalities and their corresponding fee amounts.

Table with 2 columns and 2 rows. Left column lists municipalities like 札幌市, 新潟市, etc. Right column lists '上記以外の市'.

第七條第三項の表中「三〇、五六三円」を「三〇、五七〇円」に、「二七、〇六四円」を「二七、〇七〇円」に、「二六、一一四円」を「二六、一二〇円」に、「二〇、六三二円」を「二〇、六二七円」に改め、同條第四項中「五千九百三十円」を「五千九百四十六円」に、「千六十六円」を「千六十八円」に改める。

規 則

○国家公安委員会規則第十二号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第二条第四項及び第八条第三項の規定に基づき、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月二十日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成二十八年法律第九号)の一部を次のように改正する。